

## 告 示

### 埼玉県告示第五百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年五月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人つばさねっと
- 三 代表者の氏名  
川名 弘二
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県富士見市針ヶ谷二丁目六番地七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に埼玉県南西部に居住する重度心身障害児・者とその家族に対し、身体的、精神的なケアをリハビリテーションの観点からトータルに実践していくための活動を行い、障害児・者が地域社会で当たり前に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。